

平成28年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その7)

区 分	件 名	概 要																				
<p>◎予算 (1件) 総務部</p> <p>◎条例案 (5件) 健康福祉部</p>	<p>【1】 平成28年度三重県一般会計補正予算(第3号) (国費を活用して少子化対策に取り組む事業等に係る補正予算 約12百万円)</p> <p>【2】 三重県動物愛護推進センター条例案</p>	<table border="1" data-bbox="746 443 1497 730"> <tr> <td>予 算</td> <td>1 件</td> <td rowspan="5">議案 18件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>5 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>12 件</td> </tr> <tr> <td>諮 問</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>4 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>27 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>1 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>50 件</td> <td></td> </tr> </table> <p>動物の愛護に対する県民の意識の向上及び動物による危害の発生の防止を図り、人と動物が共生できる社会の実現に寄与するため、三重県動物愛護推進センターの設置等について必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を図るものである。 (規則で定める日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 三重県動物愛護推進センターを津市に設置する。 (2) 動物の愛護及び管理に係る普及啓発、犬及び猫の譲渡等の事業を行う。 (3) 犬及び猫の譲渡に係る手数料を規定する。 	予 算	1 件	議案 18件	条 例 案	5 件	その他議案	12 件	諮 問	- 件	認 定	4 件	報 告	27 件		提 出	1 件		計	50 件	
予 算	1 件	議案 18件																				
条 例 案	5 件																					
その他議案	12 件																					
諮 問	- 件																					
認 定	4 件																					
報 告	27 件																					
提 出	1 件																					
計	50 件																					

区 分	件 名	概 要
農林水産部	<p>【3】 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 農地法に基づく農地転用の許可等の事務を処理することとする市町から、同法第4条第1項に規定する指定市町村となった12市町を削る。</p> <p>(2) その他規定を整理する。</p> <p>＜参考＞</p> <p>○地方自治法 (条例による事務処理の特例) 第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。 2～4 (略)</p> <p>○農地法 (農地の転用の制限) 第4条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事(農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)～(8) (略) 2～11 (略)</p>
雇用経済部 県土整備部	<p>【4】 三重県手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>建築基準法の一部改正に鑑み、手数料についての規定を整備するとともに、職業能力開発促進法施行令の一部改正に伴い、規定を整理するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定用途誘導地区内における建築物の容積率及び建築面積の制限の適用除外に係る許可申請に対する審査手数料を追加する。 <p>＜参考＞</p> <p>○建築基準法 (特定用途誘導地区) 第60条の3 特定用途誘導地区内においては、建築物の容積率及び建築物の建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積)は、特定用途誘導地区に関する都市計画において建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度が定められたときは、それぞれ、これらの最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。 (1) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であつて、階数が2以下で、かつ、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの (2) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの (3) 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの 2～4 (略)</p>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p>【5】 三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例案</p>	<p>高齢者の増加、宅地開発による人口の増加等に鑑み、民生委員の定数を改定するものである。 (平成28年12月1日から施行)</p>
<p><参考></p> <p>○県の民生委員の定数 現行:4,135人 改定後:4,197人 (62人増加)</p> <p>○民生委員法 (設置区域) 第3条 民生委員は、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の区域にこれを置く。 (定数) 第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。 2 前項の規定により条例を制定する場合には、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の意見を聴くものとする。</p>		
警察本部	<p>【6】 三重県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>警察法施行令の一部改正に伴い、警察本部の所掌事務の改正を行うものである。 (平成28年11月30日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務を警務部の所掌事務とする。
<p><参考></p> <p>○三重県警察の組織に関する条例の概要 警察法第47条第4項及び第53条第4項の規定に基づき、三重県警察本部の内部組織並びに警察署の名称、位置及び管轄区域について必要な事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察法第47条第4項 警視庁及び道府県警察本部の内部組織は、政令で定める基準(警察法施行令第4条第1項)に従い、条例で定める。 ・ 警察法施行令第4条第1項 法第47条第4項に規定する警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準は、別表第一のとおりとする(基準として別表第一に所掌事務が列記)。 		

区 分	件 名	概 要
◎その他議案 (12件) 警察本部	【7】 工事請負契約について	四日市北警察署庁舎棟建築工事 ○ 場所 四日市市大字羽津字糠塚山4452ほか ○ 契約金額 1,297,058,400円 ○ 契約方法 一般競争入札 ○ 請負者住所氏名 四日市市鷺の森一丁目3番23号 ナカジマビル8階 鴻池・大宗・堀田特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社鴻池組 三重営業所 所長 松澤 慶郎 ○ 工事の概要 建築工事 1式 鉄筋コンクリート造5階建て 延べ4,608.23㎡
県土整備部	【8】 工事請負契約の変更について	北勢沿岸流域下水道(南部処理区)南部浄化センター第2期建設事業護岸工事(その3) ○ 場所 四日市市楠町北五味塚地先 ○ 契約金額 変更前 643,129,200円 変更後 646,235,280円 ○ 契約方法 随意契約 ○ 請負者住所氏名 四日市市小林町3018-10 別府・三和特定建設工事共同企業体 代表者 別府建設株式会社 代表取締役 奥山 茂樹 ○ 工事の概要 施工延長 L=447.8m 裏込工 V=20,407㎡ 上部工 L=417m

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>【9】 工事請負契約の変更について</p>	<p>北勢沿岸流域下水道(南部処理区)南部浄化センター第2期建設事業護岸工事(その4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 四日市市楠町北五味塚地先 ○ 契約金額 変更前 592,812,000円 変更後 595,570,320円 ○ 契約方法 随意契約 ○ 請負者住所氏名 三重郡川越町大字亀崎新田51番地1 松岡・穂積特定建設工事共同企業体 代表者 松岡建設株式会社 代表取締役社長 松岡 伸年 ○ 工事の概要 施工延長 L=440.1m 裏込工 V=19,078m³ 上部工 L=435m
<p>教育委員会</p>	<p>【10】 工事請負契約の変更について</p>	<p>特別支援学校東紀州くろしお学園(本校)統合整備校舎棟ほか建築工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 熊野市金山町字石ヶ谷2496 ほか 5筆 ○ 契約金額 変更前 649,080,000円 変更後 650,229,120円 ○ 契約方法 随意契約 ○ 請負者住所氏名 松阪市中央町306番地の1 北村・塩谷特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社北村組 取締役社長 北村 俊治 ○ 工事の概要 建築工事 1式 校舎棟 RC造一部木造 平屋建 延べ面積 2,231.36m²(新築) バスヤード棟 S造 平屋建 延べ面積 103.53m²(新築) 渡り廊下棟 S造 平屋建 建築面積 18.03m²(新築)

区 分	件 名	概 要
地域連携部	【11】 財産の取得について	三重県自治体情報セキュリティクラウド用機器の購入 ○ 金額 129,631,973円
教育委員会	【12】 財産の取得について	学校情報ネットワークに係る基幹サーバ等関連機器の購入 ○ 金額 178,181,640円
環境生活部	【13】 調停の申立てについて	三重県桑名市大字五反田字源十郎新田地内において、油を含有する廃棄物を埋め立て、同地内における油汚染を引き起こした者が推認されたことから、その者に対し、油の回収及び処理等を求めることとし、民事調停法第3条第1項の規定に基づき、本調停事件を管轄する裁判所に調停を申し立てるものである。

区 分	件 名	概 要
県土整備部	【14】 権利の放棄について	伊勢二見鳥羽有料道路を無料化するにあたり、三重県道路公社に対する権利を放棄する。 (1) 債権 伊勢二見鳥羽有料道路事業に係る出資金 (2) 債権額 1,750,000,000円
	【15】 有料道路の事業変更に同意するについて	三重県道路公社が次のとおり伊勢二見鳥羽有料道路の事業を変更することについては、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第16条第1項の規定により同意するものとする。 事業名 伊勢二見鳥羽有料道路 変更内容 伊勢二見鳥羽有料道路の無料化に伴う料金徴収期間の変更

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>【16】 三重県道路公社の解散に同意するについて</p>	<p>三重県道路公社が解散することについては、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)第34条第4項の規定により同意するものとする。</p>
<p>企業庁</p>	<p>【17】 平成27年度三重県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について</p>	<p>地方公営企業法第32条第2項の規定に基づくもの。</p>

区 分	件 名	概 要
<p>企業庁 つづき</p> <p>◎認定 企業庁 (4件)</p>	<p>【18】 平成27年度三重県工業用水 道事業会計未処分利益剰余 金の処分について</p> <p>【19】 平成27年度三重県水道事業 決算</p> <p>【20】 平成27年度三重県工業用水 道事業決算</p>	<p>地方公営企業法第32条第2項の規定に基づくもの。</p> <p>地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。</p> <p>地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。</p>

区 分	件 名	概 要
<p>企業庁 つづき</p>	<p>【21】 平成27年度三重県電気事業 決算</p>	<p>地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。</p>
<p>病院事業庁</p>	<p>【22】 平成27年度三重県病院事業 決算</p>	<p>地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。</p>

区 分	件 名	概 要
◎報告 (27件) 県土整備部	【23】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。) について)	県営住宅家賃の滞納に伴う家賃の請求の訴えの提起(和解を含む。)を行った。
防災対策部	【24】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和 解について)	平成28年5月6日亀山市関町萩原地内の駐車場において発生した防災対策部(防災企画・地域支援課)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 90,374円
健康福祉部	【25】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和 解について)	平成28年3月7日四日市市朝日町地内の市道において発生した北勢児童相談所に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 6,717円

区 分	件 名	概 要
農林水産部	<p>【26】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成27年12月8日津市幸町地内の国道23号において発生した農業研究所(農産物安全安心研究課)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 42,748円</p>
県土整備部	<p>【27】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p> <p>【28】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成28年4月7日津市栄町三丁目地内の国道23号において発生した熊野農林事務所(農政室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 769,314円</p> <p>平成28年4月11日津市雲出島貫町地内の駐車場において発生した松阪建設事務所(総務・管理室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 158,553円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部	<p>【29】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p> <p>【30】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p> <p>【31】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成27年11月13日四日市市日永西三丁目地内の市道において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 105,860円</p> <p>平成28年1月5日津市桜橋一丁目地内の市道において発生した捜査第一課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 73,920円</p> <p>平成28年2月4日津市栄町三丁目地内の市道において発生した津警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 36,180円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>【32】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成28年3月18日四日市市芝田一丁目地内の市道において発生した桑名警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 29,556円</p>
	<p>【33】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成28年3月20日亀山市加太中在家地内の敷地において発生した亀山警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 39,420円</p>
	<p>【34】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成28年4月3日四日市市松原町地内の駐車場において発生した四日市北警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 459,950円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>【35】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成28年4月8日津市上浜町二丁目地内の駐車場において発生した警備第一課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 115,830円</p>
	<p>【36】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成28年4月13日志摩市浜島町浜島地内の駐車場において発生した伊勢警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 69,660円</p>
	<p>【37】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成28年5月25日神奈川県海老名市大谷南五丁目地内の駐車場において発生した桑名警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 130,831円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>【38】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成28年5月9日志摩市浜島町浜島地内の駐車場において発生した警視庁に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 183,902円</p>
	<p>【39】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成28年5月21日志摩市浜島町桧山路地内の県道浜島阿児線において発生した警視庁に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 200,837円</p>
	<p>【40】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成28年5月22日桑名郡木曾岬町大字新加路戸地内の駐車場において発生した富山県警察本部に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 60,480円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>【41】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成28年5月24日志摩市阿児町安乗地内の駐車場において発生した青森県警察本部に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 147,182円</p>
	<p>【42】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成28年5月26日津市島崎町地内の市道において発生した警視庁に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 34,560円</p>
	<p>【43】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成28年5月28日津市大里窪田町地内の市道において発生した鳥取県警察本部に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 201,080円</p>

区 分	件 名	概 要
県土整備部	【44】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成26年5月21日志摩市阿児町鵜方地内の国道260号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 61,500円
	【45】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成26年8月11日津市美里町北長野地内の国道163号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 103,500円
	【46】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成28年1月2日津市あかつ台五丁目地内の県道三宅一身田停車場線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 298,647円

区 分	件 名	概 要
病院事業庁	【47】 専決処分の報告について (私債権の放棄について)	三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第15条の規定に基づくもの。
警察本部	【48】 議会の議決すべき事件以外の契約等について	<p>県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約</p> <p>【契約名称】指掌紋情報管理システム賃貸借契約 【履行場所】三重県警察本部刑事部鑑識課 【契約金額】302,797,440円 【契約方法】一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 愛知県名古屋市中区錦一丁目17番1号 NECキャピタルソリューション株式会社中部支店 支店長 田中 新治</p> <p>【契約締結の年月日】平成28年6月8日 【契約期間】平成28年6月8日から 平成34年12月31日まで</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき		<p>【契約名称】三重県警察情報セキュリティシステム賃貸借契約 【履行場所】三重県警察本部警務部情報管理課 【契約金額】49,610,880円 【契約方法】一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 三重県津市桜橋二丁目149番地 西日本電信電話株式会社三重支店 支店長 横山 佳子 【契約締結の年月日】平成28年6月9日 【契約期間】平成28年6月9日から 平成34年11月30日まで</p> <p>【契約名称】三重県警察通信指令システム機器等の賃貸借契約 【履行場所】三重県警察本部外 【契約金額】1,262,489,262円 【契約方法】一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 愛知県名古屋市中区栄三丁目17番12号 株式会社日立製作所中部支社 支社長 菊野 仁史 愛知県名古屋市中区栄三丁目17番12号 日立キャピタル株式会社中部法人支店 支店長 大嶋 秀明 【契約締結の年月日】平成28年7月28日 【契約期間】平成28年7月28日から 平成35年2月28日まで</p>

区 分	件 名	概 要
教育委員会		<p>【契約名称】コンピュータネットワーク総合研修システムの賃貸借契約</p> <p>【履行場所】三重県総合教育センターほか</p> <p>【契約金額】67,635,000円</p> <p>【契約方法】一般競争入札</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 愛知県名古屋市中区錦一丁目10番1号 富士通リース株式会社中部支店 支店長 相良 長典</p> <p>【契約締結の年月日】平成28年8月23日</p> <p>【契約期間】平成28年8月23日から 平成33年10月31日まで</p>
企業庁 病院事業庁	<p>【49】 平成27年度決算に係る資金不足比率(企業会計分)について</p>	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づくもの。</p>

区 分	件 名	概 要
◎提出 (1件) 健康福祉部	【50】 県の出資等に係る法人の経営状況に関する説明書	地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項及び同法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の規定により、公立大学法人三重県立看護大学及び地方独立行政法人三重県立総合医療センターの経営状況を説明する書類を提出するものである。